

3

言論・表現・出版の自由と責任

メディアには、重要な責務がある。

国民の「知る権利」への奉仕である。

国民の一人ひとりが、自由に物事を判断し、意見を構成し、自由にそれを表明し議論する。そうであってこそ、社会の〈知恵〉は深まり成熟する。そのためには、まず「知る」ことが必要だ。何事も、知らなければ、判断も議論もなしえない。メディアは、国民が〈知〉に至るべく、あらゆる情報を提供しようと努力する。新聞・テレビ以上に、取材対象の“掘り下げ”と分析が利く出版メディアの使命は、とりわけ重大である。

メディアが自由に活動するためには、取材・報道・出版の自由が保障されなければならない。

最高裁判所が、「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の『知る権利』に奉仕するものである。したがって、(中略)事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法21条の保障のもとにあることはいうまでもない。また、このような報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、報道のための取材の自由も、憲法21条の精神に照らし、十分尊重に値するものといわなければならない。」(最高裁判決昭和44年11月26日「博多駅取材フィルム提出命令事件」)と述べているとおりである。

出版界は、新聞・放送が牙城とし、雑誌の参入を拒む「記者クラブ制」の厚い壁にひとつひとつ穴を穿ち、取材の自由を獲得する努力も営々と重ねてきた。

❖自由にもルールがある

では、言論・表現の自由、取材・報道・出版の自由は、限りなく自由であればよいのかといえば、そうではない。あまりにも有名な喩えだが、満員の映画館の中で、戯れに「火事だ!」と叫ぶ自由は、認められないのである。表現をなす者は、また、自らを律する責任を負っている。

言論・報道の自由は、社会学的な視点から考察される必要があり、社会には多様な価値観と権利とがある。取材する側とされる側、知りたい側と知られたくない側、

それぞれに相反する価値観と権利意識とがある。情報を送る側と受ける側の間にも立場の相違があり、受け手の間にも、見たい側と見たくない側とがある。ときには双方の利害がはげしく衝突する。

メディアはいかにあるべきか――。

この命題は、だからこそ単純明快ではない。社会の多様な価値観の変容のなかで、コンセンサスにもとづくルールを模索してゆくほかないのである。

雑協と書協の50年は、まさにこの模索の歴史であった。言論・報道・出版の自由の獲得に向けての闘いの歴史であり、また一方で、行きすぎた表現の自律をはかる自省と努力の歴史でもあった。

戦前・戦中に言論・出版の自由を規制した幾多の法令――。なかでも新聞紙法や出版法は、発行者に対して掲載を強制し、あるいは掲載の禁止・制限をなすうことを規定していたし、発売頒布の禁止・差し押えもできることになっていた。警察と軍部による検閲によって、言論・出版の自由はきびしく制約されていた。

戦後、新しく制定された日本国憲法の21条は、なんらの制限を課すことなく「言論、出版その他一切の表現の自由」(1項)を保障し、「検閲は、これをしてはならない」(2項)と定めた。

自由な空気を胸一杯吸った出版界は、カストリ雑誌の盛衰、全集ブーム、出版社系週刊誌の興隆、歴史ブーム、調査報道の誕生、女性誌・コミック誌の活況、メディアミックスと羽ばたいてきたが、他方、『チャタレイ夫人の恋人』など文学作品における性表現で有罪判決を下されたり(最高裁で「猥褻文書」の概念が確定)、嶋中鵬二中央公論社社長邸へのテロ事件、創価学会による出版妨害事件、写真週刊誌批判、刑法改正問題、スパイ防止法案、コミックの性表現批判などの荒波にも遭遇する。

◆メディア規制との闘い

近年に至っても、JR東日本労組を取り上げた『週刊文春』が、東日本キヨスクと鉄道弘済会によって販売を拒否された事件(1994年)や、神戸連続児童殺傷事件の顔写真入り報道によって、『フォーカス』と『週刊新潮』が書店や新聞各社から販売および広告掲載を拒否された事件(97年)など、内容には議論があろうとも、読者の手に届いてこそ成り立つ出版の自由が阻害されるという事態が生じた。

1998年(平成10)以降、自民党を中心に、メディアに対する規制の具体化があいつぐ。通信傍受法案のほか、個人情報保護法案、人権擁護法案、青少年有害社会環境対策基本法案の、いわゆる「メディア規制3法」の制定議論があいついで生じた。

雑協と書協はそれぞれ、委員会やプロジェクトチームで検討して声明・意見書を発表、あるいは有志の出版社16社が結集して新聞に意見広告を掲載するなどして、

これらの法案が内包しているメディア規制の意図を明らかにし、広く世論に訴える闘いを継続している。

その一方で、取材される側の人権に配慮すべく、「メディアスクラム」(集団的過熱取材)に陥らぬよう自粛するとともに、名誉・プライバシーの尊重にも心を砕いてきた。

2002年(平成14)3月にスタートした「雑誌人権ボックス」は、雑誌記事などに対する苦情を、雑協に設置する窓口で一元化して受け付け、迅速誠実に対処しようとするもので、自律の活動のひとつの典型である。

また、一般向けの雑誌などが、青少年に悪影響を及ぼすとの社会的批判に対しては、01年7月、出版4団体で組織する出版倫理協議会(出倫協)に第三者機関である「出版ゾーニング委員会」を設置し、識別マーク表示と店頭における区分陳列販売の実効性を高める施策を進めている。

この50年間、社会、経済、また技術の変革にともない、時代の節目に沿ってメディアに関する法律、倫理問題が浮上するつど、出版界はつねに事態に真摯に向き合ってきた。あるときは、言論・出版の自由を守るため、規制に対して立ち上がり、あるときは、メディア存立の基盤である社会の信頼を確保すべく、自主規制を含め、みずからを律し高めてゆく活動を行ってきた。

A | 出版の自由と倫理

A-1 メディアの役割と責任

❖表現・出版の自由をめぐる戦後の紆余曲折

表現をめぐって、「自由」と「規制」とのせめぎあいには、長い歴史がある。

15世紀にグーテンベルクが印刷術を発明し、活版印刷による大量配布が実現すると、ローマ教会を中心に、キリスト教に合致しない書物に対する“対抗手段”が必要との議論が生じ、「検閲」が始まる。以後、時の政治的・宗教的権力との間で、あるいは社会情勢によって、表現の自由が叫ばれ、他方で規制が主張され、世界でも数百年の間、紆余曲折を経て今日に至っている。

日本もまた、例外ではない。第二次世界大戦中は、新聞紙法、出版法のほか、刑法の不敬・機密漏泄・流言流布などの罪、軍機保護法、治安警察法、不穩文書臨時取締法、国防保安法、言論・出版・集会・結社等臨時取締法その他によって、言論・報道はがんじがらめに縛られていた。